

元禄2年に高鍋藩屏田村沖で難破した唐船について（下）

黒木 國泰

On the Chinese Ship Wrecked Off the Coast of
Hedamura Village of Takanabe Feudal Clan in 1689 II

Kuniyasu KUROKI

はじめに

折からの暴風雨のなか、元禄2年(1689)7月16日に高鍋藩屏田村(宮崎県児湯郡川南町)沖で広東高洲唐船が座礁、破船した。この時の高鍋藩史料の手抄本にもとづき、前稿「元禄2年に高鍋藩屏田村沖で難破した唐船について(上)」(『宮崎学園短期大学紀要』第2号)において、この難破唐船の乗組員78人の内で生存した63人と唐濡荷を回漕し、長崎入港直前の8月15日に高ほこ嶋に到着するまでを取り上げた。これを第1次長崎回漕船団と呼んでおく。

小稿では、この第1次船団が翌日8月16日に長崎で唐人達や濡れ荷物などを長崎奉行に引き渡す顛末について記述する。さらには、この第1次船団が下関に到着している頃8月10日に、第2次回漕船団が、帆柱などの唐船船槽などを長崎に回漕するために、屏田を出発した。翌11日に美々津を出航して長崎に無事に届け、9月17日に高鍋藩に帰着するまでの第2次回漕船団について取り上げることとする。

元禄2年(1689年)という時代背景を考えると、台湾に拠って清朝と戦った鄭氏が、1683年に清朝に降伏し、環シナ海地域システムが清朝を中心に再編成された時期のことである。これより先、1644年に明朝が滅亡した。さらに40年後の1683年に清朝が鄭氏を降伏させ、環シナ海の制海権を確保した。清朝は翌84年に海禁を解き、朝貢ルートを使つての海難難民送還を冊封国に対して命じた。⁽¹⁾

したがって、乗組員はみな弁髪であった。

なお、句読点は黒木國泰の読みである。便宜上、見出しと段落頭に3桁のナンバーを付した。また、原稿本を紹介するに当たり、不明としてある箇所はそのままに□□で示した。

< 承前 >

3 長崎到着、唐人・唐濡荷の引渡

301

○十六日 朝未明ニ永田源藏、長崎糸屋五郎
右衛門方へ指遣□□□迄出向給候様ニ申遣
候、源藏参候而五郎右衛門ニ面談御用有之
候間、子太郎兵衛手代高室作兵衛兩人舟ニ
参候間、とくと及面談候、此朝則太郎兵衛
両政所へ参唐人送参候由、又何方へかけ
可申哉と御尋申上候、常ノことく大波渡ニ
かけ可申之由被仰付候由、早速押入大波渡
へ之前ニかけ申候、太郎兵衛ハ早速両政所
へ案内申上候

8月16日未明、高ほこ嶋から長崎の糸屋五郎右衛門に使者永田源藏を派遣。糸屋の子・太郎兵衛と手代の高室作兵衛の2人が高ほこ嶋の高鍋船を訪ねて来て、相談した。太郎兵衛が両長崎奉行に対し、唐人回送船団の到着を報告し、大波渡に着船するよう命令を受けた。

長崎港大波渡に着船した後、直ちに太郎兵衛は両長崎奉行所に高鍋藩役人を案内した。

302

○五郎右衛門・太郎兵衛舟ニ参申候ハ、宮城主
殿様へ御使者御状持参之様こと被仰候間、
早々御出可有之由申來、則仕廻主殿様へ、
五郎左衛門・儀太夫罷出、御状御口上申上并船
中津々浦々へ御馳走船出申候覚書仕候、此
儀も可被達御耳哉と申入候、入御念候儀御
渡可被成候、可申聞由被申候間、取次三木権
右衛門へ相渡申候、御前へ被召出候、長門
守殿へ御状披見、御口上承届候、唐人六拾
三人無異儀被送届候由、一段之□□□後段之
御注進之旨得其意候、もはや今晚へ荷□
□□改成申間敷候、乍去源左衛門殿へ申談、
是へ可申入之由□□

糸屋父子（五郎右衛門・太郎兵衛）が高鍋船に来て、立山奉行宮城主殿から秋月長門守からの書状を持参するよにとの命令があったので、すみやかに立山奉行所に出向くべきであるという。隈江五

郎左衛門と黒水儀太夫が奉行に会い、書状を渡しご挨拶し、途上の津々浦々での御馳走についての覚書を提出したいと申し入れた。取次役の三木権右衛門に覚書を手渡し奉行に面談。秋月の殿様からの書簡をお渡しし、口上申し上げ、唐人63人を無事に回送してきたことを述べた。今晚は遅いので荷改め受取りはできないが、西奉行所の川口源左衛門宗恒へ報告に行くべきことを伝えられた。高鍋藩は、立山奉行所宛の書状だけを持参してきていたのであろうか。

303

○川口源左衛門様へ兩人参、御口上申上候、
御前へ被召出、去比へ不通に唐船漂着破船
付段々御注進委細承届候、今日六拾三人之唐人無恙被送遣一段々候、何茂大儀候間、
長門守殿へ万事御心遣察入候、存之外早
参着一段候、色々御懇意之御挨拶候、
今晚へおそく成候間、明朝唐人荷物等改させ可申候、唐人に番船被付置無油断様可致と被申候

隈江と黒水の兩人は、同前の報告を西奉行所で行った。奉行から労いの言葉があり、明朝の唐人と荷物などの改めを行うこと、唐人に番船を付けて油断無きように命令あり。抜け荷、脱走の両面からの注意であろう。

304

○宮城主殿様家老八十嶋武兵衛へ糸屋太郎
兵衛被召寄候而御申候へ、今晚へ唐人請取荷物改も難成候間、其分御使者へ可申候、
明日五時検使可指遣候、不及申候へ共、唐人に番船警護稠敷被仰付可致由、太郎兵衛舟に参候而右之趣申候

西奉行所での明朝8時頃の唐人・荷改めのこと、番船警護のことと同じことを、立山奉行の家老が糸屋太郎兵衛を通して高鍋藩に伝えてきた。

305

○湊口にて太郎兵衛書付取之事
御使者 隈江五郎左衛門 黒水儀太夫
唐人乗舟警護 千手次郎兵衛
惣押 手塚刑部左衛門

惣人数何程候哉、水手^ハ除き書付給候様^ニ

と町年寄申候由

惣人数 百拾三人

唐人荷物数

一 荷物数 三百廿九俵 櫃共

一 蘇木 貳百七拾本

一 白鉛 貳百九拾三

右之通、書付通詞^ニ見せ申候、御奉行所^ハ

申上^ル

糸屋に対し、長崎町年寄が伝えた事として、高鍋藩役人名と総人数（水手を除く）の書付を湊口で唐通事に提出すべきことが伝えられた。その書付の内容が記される。総人数は、113人とあり、水手を除いて100人を超える役人が動員されたということである。

前稿（上）202、203で、第一次回送船団の構成をみると、荷方17端帆の船に唐人63人を乗せ、船頭は日高乗大夫、上乘千手二郎兵衛、萱嶋儀兵衛、恒原市兵衛、内田九郎兵衛。台所組5人、足軽8人が乗船。つまり唐人63人と船頭、上乘の日本人18人の計81人が乗船した。

次に警固船12端帆2艘。弓16挺、空穂と共に矢箱2荷、鉄砲32挺、玉箱2荷、長柄20本。棒40本、此外鍵飾^{□□}。小早の7端帆2艘、6端帆1艘。飛船1艘、天間1艘。以上、第一次回送船団は合計8艘である。

警護船2艘に鉄砲32挺と弓16挺も乗せているので、相応の人数であり、総べて8艘の船団だから、ここでいう113人は、唐人を含まぬとみるべきであろう。これに唐人63人と水手が加わると大人数であった。

306

○唐人荷物引渡段、諸事糸屋五郎右衛門肝

煎申候、五郎右衛門申候^ハ荷物之儀、目

録之通可被御念入候間、相違^ハ有間敷候、

少度も相違有之候^ハ殊外六借事^ニ候、

各様御切腹被成事之大事成儀候、船^ニて

相改候事不入事^ニて陸^ニて相改可申候

左^{□□□}之内、二三色ツ船^ニ残置、若目

録前^ニ不足仕候^ハ、一^{□□}（二ツカ：黒木）も三ツも分

ケ可申候、^{□□□}候^ハ二ツも三ツも結合

せ^マ合可申候、左様^ニ仕候而も御僉儀^ハ無

之候由、依之何も安堵仕候、右之通仕候得

共、一ツも相違無之候、大通詞^マ肝煎^{□□}糸

屋五郎右衛門殊外精出申候、御礼と^マ銀子

被下之

糸屋五郎右衛門が言うには、目録の通り、念入りに現物と照らし合わせ、少しの違いも許されない。もしもの時には、切腹だという。隈江五郎左衛門たちは青ざめたであろう。

話は続く。ただし、船中での改めは不要である。陸で行う。船から降ろす際に、もし不足があれば、荷物を分けることも許される。逆に多すぎたら結わえて減らせばよいのだ、と。脅しておいて、捌けたことをぬかしよる。幸い目録通りで、何の問題もなかった。

高鍋藩側は安堵し、大通事肝煎と糸屋五郎右衛門に御礼をしたわけである。

考えてみると、長崎問屋は奉行所と各藩との間に入り、怪しい動きをして、上前をはねていたといえるか。

307

○十七日 宮城主殿様^カ与力兩人池田四郎兵衛

同心

川口源左衛門様^カ与力兩人鈴木弥二（次）右衛門

同心

大通詞道永、小通詞七兵衛⁽²⁾、右筆其外役人罷出候、五郎左衛門・儀太夫小舟^ニ陸^ニ上^リ与力衆^ニ懸御目、段々申上候、与力衆其外役人船^ニ本船迄御出、五郎左衛門与力衆ノ舟^ニ付居候、儀太夫^ハ本船^ニ居、諸事支配仕候、唐人本船^カ老^人ツ^マ下^シ申候、老^人二人三人と呼申候^ハ、請取船^カ一^タニ答致^シ、老^人と呼候^ハ老^人と繩^ヲ結^ヒ答申候、六拾三人請取相濟、荷物^ハ跡^カ御下^シ可被成候、太郎兵衛支配可仕由^ニ与力衆陸^ニ被上候、五郎左衛門も付参候、唐人六拾三人之内、彩士老^人留置、残^ハ十善寺唐人屋敷^ハ被遣候、池田四郎兵衛、鈴木弥次右衛門兩人^ハ唐人召列被歸候、跡^ハ残^ハ兩人之与力衆荷物請取被申候、扱^ハ荷物^ハ小舟^ニ積、太郎兵衛書付相添段々下^シ申候、役人請取、町人ノ蔵^ニ入申候、荷物目録前（全カ）無相違下^シ申候、彩士見届申候、与力衆相違^ハ無^ニ之と彩士^ニ御尋被成候、相違無^ニ之由申上候、其時無相違請取申候由被申候、与力衆被歸候、早速刑部左衛門、五郎左衛門、儀太夫

御礼と御奉行へ罷出申候、御前へ被召出、
長門守様へ被入御念候由、首尾能御挨拶ニ而
候

隈江と黒水は、上陸して与力衆にお目にかかり、与力衆たち長崎奉行所の役人たちは高鍋船に出向き、隈江は与力衆の舟に乗り、黒水は本船にいて諸事支配した。唐人は高鍋船から1人ずつ降ろした。高鍋側が1人2人3人と呼ぶと受取船から1人2人3人と返答し、縄めを結って確認していった。唐人63人全員の受取が済んだ後に、荷物をおろしていった。糸屋太郎兵衛が荷下ろしの支配をした。与力衆は上陸し、隈江も付き添った。唐人63人のうち彩士1人だけを留めて、62人は十善寺にできたばかりの「唐人屋敷」に遣わされた。

両奉行の与力・池田四郎兵衛、鈴木弥次右衛門の二人は唐人を召し連れて帰った。その他の者は残り、与力衆が荷物を受け取った。その荷物は小舟に積んで糸屋太郎兵衛の書付を添えて降ろしていった。役人が受け取り、町人の蔵（新地蔵）に入れた。荷物は目録と照合し、すべて相違なく降ろした。彩士が見届けた。与力衆は、相違ないことを彩士に尋ね、彩士は相違なく受け取ったと返答した。与力衆が帰ると早速、手塚刑部左衛門、隈江、黒水は御奉行にお礼に出向き、奉行の前に召し出されて、奉行からくれぐれも秋月長門守に宜しくとのこと。奉行への挨拶も首尾良くすんだ。

大通事「道永」とは唐大通事の林道榮[○]の誤りである。林道榮は黄檗宗の独立性易の書を学び、高一覧の次子高玄岱と並び称される能書家として天下に聞こえた人物であるが、高鍋藩ではそのことを全く知らなかったようである。林道榮は、寛永17年（1640）3月3日長崎古川町に出生。父は唐人林公琰、母は大村藩士森氏の娘。⁽³⁾元禄2年には、道榮は数え年で50歳、西村七兵衛は59歳であった。

308

○主殿様家老八十嶋武兵衛申候、漂着唐船被
送届候へ、入目雑用銀御勘定被成候、唐人
方へ御取被成候、此節も御勘定可被成候、
御了簡次第候、併此度へ破船仕、荷物塩
ニ入口口爰元にて商売不仕候、然へ唐人方
へ銀子取立申事成（間敷候か）、左候へ通詞
共弁申候、是非御取被成候得へ、通詞共殊外
迷惑候、とかく太郎兵衛方へ御相談可被成

候由被申候、三人之者共唐船破損之上ハ雜用銀勘定仕間敷候、とかく太郎兵衛、相談仕候而定而可申上候由、取合罷歸候、太郎兵衛ニ相談仕候処ニ、太郎兵衛申候ハ、是非御取被成候得ハ、通詞共方ハ指立申答ニ候ハ共、指引やかましき事ニ而候由申ニ付、勘定不仕候、依之通詞共殊外悦申候、結構成被成様と長崎中取沙汰仕候、唐人方ハ被入御念候御馳走忝存候、一生忘不申候由、御奉行中ハ長門守様ハ御礼被仰上可被下之由、御奉行ハ申上候、扱御馳走之段々書簡ヲ以御奉行中ハ申上候、其趣江戸ハ被仰上候、下書他見不成事ニ候得共、通詞七兵衛此方ハ見せ申、是ハ雜用銀御取不被成候間、忝存念比ニ見せ申候、唐人御支配無残所書付申候公儀ニも宜相聞候由

漂着唐船を長崎に送り届けたら「入り目雑用銀」の勘定がなされ、唐人から支払われることになっている。この度も、取立をすることは高鍋藩の考え次第である。しかし、今回は破船しており、立山奉行宮城主殿の家老八十嶋武兵衛から、唐船回送諸経費の受領を辞退しろと強要され、糸屋の子息太郎兵衛と相談するよう命じられた。太郎兵衛によると、高鍋藩がどうしても取るとなると、唐通事共から報告書（風説書）が出されることになるが、何かと因縁を付けられて、差し引き大いなる損失を招きかねないという。そこで、高鍋藩は、やむを得ず雑用銀の請求を放棄せざるを得なかった。

唐船回送経費について、脅されて「御馳走」饗応にせざるを得ない状況を活写している。

通常の漂着唐船であれば、積み荷を売却することができ、回送に要する経費を弁済することができ。しかし、今回は破船し、積荷はほとんど商品価値を喪失している。どうしても弁済となれば、華僑ネットワークの核となる唐寺や同郷唐船主、唐通事などの立て替え払いが必要となる。ちょうど元禄2年に唐人屋敷（唐館）ができて、長崎市中の宿町からの援助も閉ざされようとする状況の中での強圧的な施策であった。かくして長崎貿易の管理者である長崎奉行が、唐商唐通事側の立場に立ち、高鍋藩の自腹での回送を強要したわけである。

高鍋藩が、通過途次の浦々でお世話になった各藩に対して、御礼をしたかどうかを確認できない。が、まことに迷惑な話である。

高鍋藩が債権放棄「御馳走」を決定したことについて、唐通事が長崎奉行を通じて江戸老中への報告「唐人共申口」、唐船風説書を提出している。その下書きを小通事西村七兵衛が特別に高鍋藩方に見せてくれた。今回の高鍋藩の取り計らいについて、幕府が喜ぶことであろうという。逆に御馳走でなかった時の仕打ちが想定でき、大きな圧力になったことであろう。曳舟賃金を辞退せざるを得なかつ

た高鍋藩について、『華夷変態』巻16「秋月長門守領分漂着唐人共申口高州出し船日向に而破船仕候唐人共申口」に、高鍋藩が鎖国政策下の諸制約を遵守しながら、手厚く海難唐人を介助したことを深く感謝すると重ねて述べているくだりがある。この老中宛、唐通事からの報告書に悪し様に書かれる事があれば、高鍋藩の一大事との思いがあって当然の事であろう。したがって、ここでの高鍋藩への脅し文句は功を奏したわけである。⁽⁴⁾

309

○唐船漂着候節、送届雑用銀勘定仕候事ハ破船無之時ハ其通ニ仕候由、薩摩五嶋などへハ毎年漂着仕候間、雑用銀日記ニ付、唐人にも見届させ、判形致させ候由、船賃水手賃銀迄勘定仕候由

310

○唐船漂着之節ハ、船頭兩人人質ニ取、日本船ニ乗せ番人付置申候、唐船ハ日本人乗り不申候、かまひ不申候、尤日本人不通ニ而候、唐人何そくれ候共、少之物ヲ取不申ものニ而候、長崎ニて云分立不申、切腹ニ罷成候

扱又長崎へ送申候節ハ、人質唐人日本船ニ乗、本船ニハ引船付申候、尤船中ニて唐人と日本人不通ニて候、順風ニて唐船帆ヲ揚申候ハ、引船ハ引綱をとき放シ申候、是ハ唐船早く引船追付不申候時之事也、人質さへ無異議 得ハ長崎ニて云分立候由也

309、310は、今回の破船唐人回送とは無関係の付け足しの文言である。唐人と奉行所がつるんでの御馳走強要を呑んだ高鍋藩に対する謂わばご褒美、罪滅ぼしとしてのアドバイスであった。

唐人から些細なものでも断じて受け取ってはならない。長崎で言い訳ができず切腹を命じられることになること。人質唐人を日本船に乗せ、唐船は引船で曳航するのが定めであった。もとより今回は、唐船が破船しているので、唐人全員が日本船に乗船しているので関係はない。ちなみに引舟の際に、唐船に自力で走行させることも質唐人に異議がなければ可能である、とのこと。つまり曳き船を用意する必要はないという。そのまま唐船が逃走してしまうと、質唐人の立場が危なくなるので、その際、質唐人の意見を聞くべきだということであろう。

さすがに唐通事西村七兵衛が雑用銀放棄の謝礼として罪滅ぼしに、いわば裏技を伝授したわけである。

311

○十八日、主殿様、五郎左衛門、儀太夫、刑部左衛門同道にて罷出候処に、源左衛門様御一所にて御返状御渡候、御口上被仰聞、五郎左衛門請取長崎罷立候

312

○五郎左衛門唐人無違儀相渡、御返書請取次郎兵衛同道にて長崎打立、陸ヲ歸ル、十九日朝茂木出航、晩さしきニ着、廿四日高鍋へ歸ル、依之御案内又船路浦々にて領主へ御馳走引舟被指出候趣被仰上、御使者梶仁之平被指立、九月廿一日江戸着、土屋相模守様へ被仰上、同廿三日相模守様へ罷出候、昨日被指出候御連署各御見届被成候由、御奉書御渡被成候、早速罷下ル

313

○廿九日、唐人長崎へ送候船美々津へ歸帆

8月18日に、立山奉行の宮城主殿に呼び出され、西奉行川口源左衛門立ち会いのもとで、隈江五郎左衛門、黒水儀太夫、手塚刑部左衛門に秋月氏への御返状が渡された。隈江らは千手次郎兵衛と共に、陸路、長崎を出立した。

唐人を送った船は、同29日に美々津に無事帰帆した。それより早く隈江たちは8月24日に帰藩した。(『拾遺本藩実録』)

一方、高鍋藩は唐人を長崎に無事に送り届けたことを幕府老中にご報告の使者として、8月27日(拾遺本藩実録) 梶仁之平を出立させた。9月21日に江戸着、留守居から老中・土屋相模守にご報告。23日に相模守様にお目通り。昨日出されたお届けを連署奉書にて各老中がお見届けなされたとのこと。長崎回送についての老中奉書を受け取り、梶は早速高鍋に出立した。

唐人や濡れ荷物の長崎回送については、以上の通りであった。一方、屏田における帆柱などの船槽

や沈荷物を回収して長崎に送る作業が残されていた。

4 唐船帆柱・船槽を長崎に送る — 第2次回漕船団について

唐船帆柱船槽長崎へ送候次第

401

八月一日 泥谷次太夫、小坂六郎左衛門、丸尾二郎右衛門其外、かち足軽屏田へ罷越、船槽乱道具相改船積申候、沈み荷物可有之候と、福嶋を海士呼寄せ海底見候得共、何ぞ無之、白鉛少々取上り申候、是も目録にて相送り、扱又沈荷物打上り申事可有之哉と、濱に番人付置人寄不寄、所之者も濱へ不出相守候事、三年過候而、濱へ出候事御免也、是何方にも御左法之由也

福嶋に「海士」とよばれる海中に潜るプロがいた。海人については、田辺悟『近世日本蟹人伝説』(1998年、慶友社)など「蟹人」とも呼称され差別される存在であった。先住民的な人々、海民であった。海人は古事記・日本書紀の山幸の嫁さん、神武天皇の母さんの里であった。

唐荷物の打上を警戒するため、3年間は浜に番人をおき、地元の間も浜に出ることが許されなかった。海藻ひろいなど浜にたよる海民がいるはずなので、これは実行されたとはとても考えられない。が、この3年間は浜辺に出ることを禁じるのが定めであると幕府が言っていることに注目すべきである。鄭成功との戦いの際に清朝中国が出した遷界令ほど大規模ではないが、浜辺を封鎖する強制移住政策のような発想があることを記しておきたい。

402

○十日 船槽乱道具仕廻り付、屏田村打立、都合人丸尾二郎左衛門、中小姓式人、かち五人足軽拾人

403

○十一日 美々津出船、江戸へ御注進、土屋相模守様へ被仰上
帆柱へ拾端帆に大芋綱二筋付、引船四五枚

帆六艘にて引申候、帆柱ハウケヲ付ル、ウケノ仕ヤウハ四寸角ヲ二ツ切、柱ノ上ニ横ニ結付板ヲ打也、此ウケハ浪ニツヨクシト> 間板老長ニノ横木も切候ハ輕ク成候由、筑前芦屋灘にて芋綱老筋切レ残、老筋モ半分切レ申候ヲ筑前地ノ嶋^カ引舟出、地ノ嶋ニ引入レ、兩日船こしらへ致候事此船上乗森善九郎足輕式人、船頭新名嶋之助也

404

○弥帆柱^カ老拾五端帆、引舟式艘上乗丸尾二郎右衛門、黒水合右衛門、中元寺平六、足輕四人、船頭善賀八郎左衛門也

404

○船道具拾三端帆二艘ニ積、引舟式艘ツ>

405

○サンパン老艘

406

○白鉛老固口ク大綱長百貳尋、廻り老尺寸、其外綱切之拾端帆ニ積申候、引舟式艘、
一 四五枚帆ノ引舟拾四艘、一 飛船 一 使船
一 水船共 都合廿五艘也

407

○船具老艘切ニ目錄相認参候事、切々ハ束ニシ、或ハ俵ニ入、惣物数目録前（全カ）千三百拾老也

8月10日に第二次長崎回送船団が屏田を出発。11日に美々津を出航。出航のことを江戸の老中・土屋政直相模守にお届けした。

中元寺平六は37石5斗とり。黒水合右衛門は30石とりの、ともに中小姓格（隈江家記三）である。402に中小姓2人とあるのは、中元寺と黒水のことである。

長崎までの濡れ荷物輸送なので、水や食糧の心配がなかった。そのため途中の寄港地での記録が省略されている。

船団の構成は、帆柱を10反帆船で。引舟は4・5枚帆の船6艘。帆柱は浮子をつける。この船は、上乗せが森善九郎。船頭が新名嶋之助である。

弥帆柱は15反帆船に載せた。上乗せ丸尾二郎右衛門、黒水羽（合）右衛門、中元寺平六と足輕4人。船頭は善賀八郎左衛門である。

船道具は13反帆2艘に積み、引舟2艘宛をつけた。

それにサンパン1艘。

408

○九月九日、長崎着津、九日ハ例年所之神
事ニ付、御奉行中御憚入ニ付、梅ヶ崎ニ船
掛置候

409

○十日 丸尾二郎右衛門、糸屋五郎右衛門案
内者トヨ御状持参、宮城主殿様川口源左衛門
様ハ罷出候、十一日大波渡ニテ諸道具御請
取可被成由被仰付候、依之大波渡ニ船ヲ廻
シ申候事

410

○十一日 主殿様ハ与力笹森半蔵、源左衛門様
ハ多賀屋元右衛門被出候、其外右筆式人通
詞諸役人拾人斗罷出候、パン三脚ウスベリ
敷上ニもうせん敷也、与力式人二郎右衛門
着席也

411

○諸道具渡様ハ老艘ノ目錄ヲ糸屋五郎右衛
門請取、与力衆ニ此分物数何程請取候由申
上、通詞ニも目錄之通見せ申候
扱道具船ハ下シ申候、此方ノ水主共下シ申候、
役人員数相改申候、波渡ニ下シ候トトビノ者
請取直シ申候、〔下〕仕廻候口糸屋五郎右衛
門与力衆ハ目錄之通、無相違請取申候
 申達候、早速右筆ハ請取證文出申候
五郎右衛門請取船ニ相渡申候
其外之船も右之通ニ請取被申候、十一日
相済不申、十二日右之与力兩人被出候而請
取被申候、両日ニ引渡相済申候、与力衆被
申候ハ、無相違御渡候由、證文可被下之由望
被申候ニ付、中元寺平六、篠原淺右衛門、
丸尾二郎右衛門、三人之連判ニテ證文出之候、
与力衆被帰候とて、中途ニテ支度致替御礼ト
ノ両御奉行様ハ二郎右衛門罷出候、則御前
ニ被召出、御返書御渡被成候ニ付、早速長崎

罷立陸ヲ歸候事

412

○先達而高鍋へ注進トヨ飛脚指立候、是ハ

船槽無相違相渡し注進也、飛脚所々ノ通切

手、〔丸尾〕二郎右衛門切手ニて遣候、又跡ハ則松又

九郎指遣候

上乘之分ハ本船ハ罷歸候、二郎右衛門其外

之面々陸ハ罷歸、九月十七日高鍋へ歸着也、

早速飛脚ヲ以江戸へ御注進也

9月9日に長崎に到着したけれど、重陽の節句のため、奉行所は休みなので、梅ヶ崎の港に船繋りした。10日に丸尾が糸屋の案内で、秋月の殿様の書簡を持参して両長崎奉行を訪れた。翌日11日に大波渡で諸道具を受け取ると命じられたので、大波渡に船団を移動させた。

11日に両奉行所の与力2人笹森半蔵、多賀屋元右衛門、その外、右筆2人、唐通事など諸役人10人程が出張。薄縁を敷き、その上に毛氈を敷いてあるバンコ（腰掛）三脚に与力2人と高鍋藩の丸尾二郎右衛門の3名が着席した。

諸道具の引渡様は、積荷目録を糸屋が高鍋藩から受け取り、与力衆に受け取り荷物をどれだけ受け取ったかを申し上げ、通事にも目録の通り見せる。

道具を船から高鍋の水手が降ろし、長崎奉行所の役人が改める。大波渡に降ろすとトビの者が受け取った。降ろすと糸屋が与力衆に目録の通り、相違なく受け取ったという確認をする。さっそく祐筆から受取証文を出した。糸屋は証文を受け取り、高鍋船に渡した。

その他の船の荷物も同様に受け渡しが行われ、この日だけでは終わらず、翌12日まで2日間で引き渡しが完了した。与力達が相違なく引渡がなされたという証文を下されるように望んだので、高鍋藩は、中元寺、篠原、丸屋の3人の連判での証文を出した。

以上のように、唐通事立合のもとで長崎奉行に唐人、唐荷物を引き渡し終わり、丸尾二郎右衛門が両長崎奉行に召し出され、秋月氏への返書を受け取った。早速、高鍋にその旨飛脚便でお知らせした。

丸尾二郎右衛門らは陸路帰藩。9月17日に高鍋帰着。御届け飛脚を早速、江戸に出した。この則松又九郎は、中小姓よりも下の家格、15石とりの徒士衆である。

むすび

元禄2年(1689)日向国高鍋藩領に漂着、破船した広東仕出し船の乗組員と船糟濡れ積荷を高鍋藩が長崎回漕したときの記録を読んだ。

この元禄2年の長崎回送船団は、2回に分けて出されている。1回目は唐人63人と打上荷物、一部海士による引き上げ荷物を回送する隈江五郎左衛門らの船団。第2回は、帆柱、唐荷物を回送する丸尾二郎右衛門らの25艘の回送船団である。小藩にとって、一大事業であったわけである。しかも、長崎に着いてみると経費は高鍋藩持ちとされた。長崎貿易を重視して、唐人の言うなりになっていた幕府は、漂着地藩に諸費用を「御馳走」負担させる方針をとることにしたのである。

この時期の環シナ海地域の状況を振り返ると、1683年に、台湾を拠点として清朝に抵抗していた鄭氏がついに清朝に降伏し、鄭氏にかわって清朝が環シナ海の制海権を掌握した。翌年の海禁解除により、唐船が利益を求めて「国交無き」長崎貿易に殺到した。その後の、日本による貿易制限政策の結果、唐船による抜け荷の増大対策として、この年、元禄2年に長崎に唐人屋敷(唐館)が創設された。ちょうどその年に漂着唐人としての唐人屋敷へのいわば入居第1号が、彼らであったといえる。さて、若干の読み取れた知見を整理しておきたい。

第1に、元禄2年漂着唐船の船主について、中村 質氏は「船頭股侯彩士は『華夷変態』によれば許彩士で(股侯と称した)」(中村 101ページ)とする。つまり一人の人物とした。が、本史料「元禄二年高鍋藩屏田漂着唐船日記」に「船主兄弟(黒木(上) 105ページ)とあるとおり、これは船主の許彩士と兄弟の許股侯の2人と理解すべきである。許股侯は、おそらくは荷主か副船主であろう。

第2に、漂着唐船への手当次第についての情報を、幕府、長崎奉行は鹿児島、延岡などの隣領、及び通過各藩からも「聞き合わせ」つまり収集して、つき合わせていたこと。言い換えると、漂着地の隣藩もまた、唐船情報を長崎奉行・幕府老中に知らせなければならなかった。したがってまた漂着地藩は、隣藩にも知らせる義務があった。もとより佐土原藩は、本宗家鹿児島藩にも連絡している。さらには、幕府・長崎奉行は、長崎回漕途次についての情報を通過各藩から収集して突き合わせている。

この点、中村氏が高鍋「藩ではさらに鹿児島・延岡藩にも「御送りノ様子」を聞き合わせているので、高鍋藩としては近くはこれが初例なのであろう。」(中村 102ページ)と、高鍋藩が鹿児島・延岡藩に手当の方法を聞いたとし、推測を加えているのは、大きな誤解である。ここは漂着唐船・唐人を高鍋藩が長崎に回送するについての情報を長崎奉行、幕府が入手している、つまり監視していることを高鍋藩に対し再確認し、留意せよと「脅し」ているわけである。

中村氏は、唐船情報の幕府管理について理解しておられなかった。⁽⁵⁾

以上、中村先生の重要な誤解について記して、先生の学恩に深く感謝申し上げます。

第3に、「百姓」庄屋が登場する史料であること。高鍋藩は、屏田村の源助の屋敷に60間の長屋を建てさせ、唐人63人の居所としたこと。また船主兄弟は庄右工門の屋敷に、高鍋藩の役人の賄い宿として、太郎兵衛、市兵衛、儀兵衛、十兵衛の4名が兼ね行うことを命じている。

今後、地方史料との照合が可能ならば、一層の研究上の深みが増すものと期待できる。

第4に、他の漂着唐船記録と比較して、きわめて特徴的なことは、キリシタン関係情報が皆無であること。このことに関連して、唐人の一人ひとりの名前や宗教事項等の個人情報を書いたものが欠如していることを特筆すべきである。

この時期は、前記のとおり清朝が鄭氏台湾を滅して環シナ海の制海権をにぎり、長崎貿易を解禁した。一方、激増する来航唐船に対し、幕府は貿易制限を行い、唐船の積み戻りを命じたがために抜け荷が横行する事態となった。ここでとりあげた元禄2年は、その対策として長崎に唐人屋敷が造られて、唐人を隔離し抜け荷を防止しようとした年であった。そのために、元禄2年漂着唐船に対する対処も唐物の取扱、すなわち経済的な側面に重点が置かれており、唐人をおさえること、とりわけ宗教事項が消えたと理解されている。中村氏が主張する『隈江家記』に引かれる長崎からの手当覚とも符合しているとする論理には説得力がある。

この時期にヒトからモノに関心が移ったと、ひと言でいえる。が、しかし宗教事項について、またヒトについて無関心になったと言い切る事はできない。キリスト教禁教は、明治初年まで続いている。また、長崎奉行配下の役人の業務マニュアル「唐方諸向仕役留」の49「漂着唐船請取并信牌卸二付出役之事」⁽⁶⁾に、唐人に踏絵をさせる事が記されている。同じく「唐方」式「漂着唐船御請取」⁽⁷⁾にも、絵踏を踏ませる事が記される。後者は安永3年(1774)2月25日の日付がある。後年の漂着唐船記録には、キリシタン関連の記載が見えるため、キリシタンへの関心が薄いとすれば、この時期の一時的な現象であると理解できる。

第5に、各藩での海難難民唐人に対する接遇について、庄屋等がこれを実質的に行っているように見えること。

第1次回漕船団の8月4日美々津出航に当たり、庄屋七郎左衛門の働きがみえる。

庄屋の漂着唐船に関する役割については、すでに延岡内藤藩が作成した幕府領細島漂着唐船への手当覚のなかに伊福形村庄屋左平治、門川村庄屋の細島津兵衛、尾末浦の黒木庄十郎などの名前が出ていることを紹介した。⁽⁸⁾高鍋藩においても、庄屋等の在地の有力者が負担したわけである。

長崎回漕の途次においても、8月11日の毛利権三郎領の伊崎へ船の修繕のため繫留し、代官岡助太夫に案内を申し入れた際に、助太夫の使者として伊崎庄屋が来て、御用を承りたいと言っている。

どの藩においても、庄屋等が藩に替わって海難難民の面倒をみることになっていた。のみならず、回漕についての支援もまた担当していたわけである。

(後記)

小稿で使用した『華夷変態』(東洋文庫叢刊、1958・9年)は、不肖にとって感慨深いものがある。この上中下3冊本は、明代史研究上の恩師山根幸夫先生と、のちに不肖が九州華僑・華人研究会でお世話になった中村 質氏の両先生が若き日に協力してなったものである。また、長崎の宮田安先生とその愛すべき友人たちの教えに感謝したい。三先生とも今は幽明界を異にした。

註

- (1) 黒木國泰「17世紀環シナ海地域システムの変容と鄭氏台湾の降伏」(『華僑ネットワークと九州』中国書店、2006年)により、時代背景を補足する。

康熙23(1684)年8月22日付け中山王宛て礼部咨文「礼部より国王尚貞あて、漂着の中国人を救助して送還すれば賞賜するむねの咨」(『歴代宝案』訳注本1)に、海禁已に開けば、各省の民人の海上に貿易して行走する者甚だ多し。応に浜海の外国の王等に移文して、各々該官の地方に飭して、凡そ船隻の漂至する者あらば収養して解送せしむべし。

とあり、清朝は册封国に対し、朝貢ルートでの漂海中国人の解送を命じた。しかし琉球国がこれに応じるためには、幕府の許可が必要だった。

中国とのトラブルを避けるために、元禄元(1688)年11月4日に、島津氏は、琉球国に対し、清国船との交易を禁じ、漂着清国船はそのまま帰帆させるように命じた。(薩藩旧記雑録追録)さらに8年後、『鹿児島県史料』旧記雑録追録1、2624の元禄9年(1696)6月28日付の老中連署奉書に、

琉球國江漂着之唐船、前々破船不仕時者、從琉球歸帆申付、其段長崎江從其方被相達候、若破船候得者唐人共長崎江送遣之候、然處今度琉球國中山王其方迄相願候者、如跡々大清國江進貢船遣候付而、以來漂着之唐人并出所不知候異國船致破船候共、福州迄送遣度候、且又南蠻船者不及申、切支丹宗門疑敷異國船漂着、若破船候者唐人并荷物等共長崎江送越度候之旨、中山王願之通被差免之、勿論如前々商賣之儀者弥堅停止可被申付候、右之趣長崎奉行江茂相達候間、可被得其意候、恐々謹言、

とある。概略次の通りである。

これまでは、琉球国への漂着唐船を破船でなければ帰帆させ、(元禄元年1688年11月4日薩藩旧記雑録追録)そのことを薩摩藩が長崎奉行に届け出していた。破船の際には、唐人達を長崎に送っていた。

—以上は琉球国が日本としての扱いであった—

今後は、琉球国中山王の「願い出」のとおり、漂着唐人、出所不明の異国船について、破船した場合にも、琉球から清朝への進貢船に乗せて福州に送ることを許す。ただし南蛮船、キリシタン宗門の疑いがある異国船が漂着、もしくは破船のときは、唐人・荷物を長崎に送り届けることとした。

つまり、幕府は琉球国に対し中国の册封国としての論理(朝貢論理)に従わせると共に、後段のとおり日本の鎖国論理(キリシタン禁教政策圏域の論理)にも従わせている。

- (2) この時の大通事、小通事は、宮田安先生によると、大通事林道榮(1640-1708)、小通事西村七兵衛(1631-1693)である。(宮田安『唐通事家系論攷』長崎文献社、1979)「大通詞」「小通詞」

は、大通事、小通事の誤り。七兵衛について、『唐通事会所日録』第3巻元禄2年の条にも小通事西村七兵衛とみえる。

- (3) 林陸朗^{はやしろくろう}『長崎唐通事一大通事林道栄とその周辺一』(吉川弘文館、2000年)。
- (4) 『華夷変態』巻16元禄二年己巳(康熙28年1689年)中巻1158—1161頁「秋月長門守領分漂着唐人共申口高州出し船日向に而破船仕候唐人共申口」に、次のようにある。
「私共江之御憐憫深く、様々被為添御心、食物等猶以乏き無之様に御介抱被下段、可申上様無御座候、然所に船中之唐人共衣類無之者多有之に付、其段御改被成候而、衣類可被下候」「ケ様之御心づかひに罷成申候上に、衣類迄申受候儀、如何敷奉存候故、先不申受承在候」「白木綿三拾端御出し、是非是非受用仕候様にと被仰聞候」「ケ様迄之御馳走罷蒙り段々可申上様無之、御恩に預り申候、夫々海路之間、船中に而も色々被為添御心、御憐憫被下、御當地迄御送り被下候事、言語には難申盡候」
と高鍋藩の対応をべた誉めしている。苦笑せざるを得ない。
これより先、寛文9年(1667)7月大村藩が曳舟賃金を辞退した。『唐通事会所日録』1、133ページ。なお、唐船風説書についての解説は、浦廉一「唐船風説書の研究」(『華夷変態』上巻所載)参照。
- (5) 情報伝達については、黒木國泰「近世日向漂着唐船情報の伝達・管理システム」『宮崎女子短期大学紀要』26、2000年3月。
- (6) 純心女子短期大学長崎文化史研究所『唐方諸向仕役留・唐方』(純心女子短期大学、1990年)。
- (7) 同上
- (8) 黒木國泰「延岡内藤藩の幕府領細島漂着唐船対処マニュアルについて(上)(下)」『宮崎女子短期大学紀要』第27号第28号、2000年2001年。